石油等消費動態統計調査票第七号中

提出先	経済産業大臣	経済産業局長
提出期日	翌月15日	翌月10日
提出部数	1部	2部

を

提出先	経済産業大臣	
提出期日	翌月15日	
提出部数	1部	

に改める。

石油等消費動態統計調査票第九号中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「翌月10日」を「翌月15日」に、「２部」を「１部」に、「関連装置」を「情報端末」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５３号

北海道岩見沢市北５条西20丁目１番１―102号　市営住宅北５条団地

債務者　石嶋　文泰

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１３５号

北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　柏南４号棟423

債務者　田部　徳子

1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号

北海道帯広市東４条南14丁目15番地２　藤ハイツ３号室

債務者　齊藤　計子

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号

岩手県花巻市諏訪500国立病院機構花巻病院、住民票上の住所岩手県下閉伊郡普代村第９地割字銅屋７番地24

債務者　熊谷　勝幸

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４１号

茨城県つくば市春日３丁目15番地21　ルミネＢ棟104号

債務者　小口　高雄

1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号

新潟県上越市名立区名立大町520番地

債務者　細谷伊智郎

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１６９号

静岡県富士市石坂93番地の３　レオパレスひまわり102号、住民票上の住所静岡県富士市五貫島263番地の８

債務者　河村　雄彦

1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３号

兵庫県丹波市春日町野村1252番地

債務者　上田　良正

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１８号

兵庫県丹波市柏原町下小倉490番地

債務者　柿原　政美

1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号

松江市古曽志町567番地380　新古曽志団地５―521

債務者　犬山　幸子

1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号

島根県仁多郡奥出雲町三成414番地11、前住所島根県仁多郡奥出雲町三成1662番地１　滝の上町営住宅１―211

債務者　稲垣　仁美

1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで　松江地方裁判所民事部